

令和元年7月8日

毎月勤労統計調査に係る雇用保険の追加給付に
必要な情報の提供とその取扱いに関する協定

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本 圭

厚生労働省年金局事業管理課長 巽 慎一

日本年金機構年金給付部長

厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険の追加給付（以下「追加給付」という。）の円滑な実施に向け、情報の提供及び取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

1. 厚生労働省職業安定局は、厚生労働省年金局及び日本年金機構から、別紙に記載された追加給付に必要な情報の提供を受けるものとする。
2. 情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等については、「毎月勤労統計調査に係る雇用保険の追加給付に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定に基づく了解事項」（以下「了解事項」という。）によるものであること。
なお、了解事項は、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室と日本年金機構との協議により、別に定めるものであること。
3. 厚生労働省職業安定局は、厚生労働省年金局及び日本年金機構から提供を受けた情報については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、滅失、漏洩が生じることのないよう厳正に取り扱うこと。
4. 厚生労働省職業安定局は、厚生労働省年金局及び日本年金機構から提供を受けた情報については、追加給付以外の目的のために利用しないものであること。
5. この協定の改廃及び疑義の解決に関しては、厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構が協議し、これを決定するものであること。

追加給付に必要な情報項目

- (1) 雇用保険被保険者番号
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) カナ氏名
- (5) 漢字氏名
- (6) 住所情報（居所含む）
- (7) 住民票住所情報
- (8) 死亡表示
- (9) その他追加給付に必要な情報